

29農長協第109号
平成30年1月23日

各利子助成取扱融資機関等代表者 様

公益財団法人 農林水産長期金融協会
理事長 海野 洋

農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）に対する平成29年度の金利負担
軽減のための利子助成金の交付に係る交付決定方法等について（お知らせ）

利子助成業務につきましては、毎々格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、今般、農林水産省経営局金融調整課長から別添写しのおり周知方依頼がありましたのでお知らせするとともに、当協会の取扱いの留意点及び年度末における交付代理申請等締切日の設定を別紙のおりいたしますのでご了解願います。

今後とも、利子助成金交付事業につきまして、一層のご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(別紙)

1 平成 29 年度農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）の利子助成金交付決定方法等に関する協会の取扱いの留意点について

(1) 交付代理申請の受理

- ① 交付代理申請の受理は、次の申請書類の到着順に書類の有無等を確認した上で行います。

ただし、利子助成金交付代理申請書及び委任状のコピー、ファックス等での提出又は記載不備並びに申請書類の添付漏れがある場合は不受理扱いとさせていただきます。申請書類の提出に際し、記載内容を再点検し、添付漏れのないようご注意ください。

[申請書類]・利子助成金交付代理申請書（原本）

- ・委任状（原本）
- ・都道府県の利子補給承認通知書（写）
- ・経営改善資金計画書（写）・同認定があったことを証する書面（写）
- ・農業経営改善計画認定書（写）

なお、都道府県による利子補給承認日や I S S（協会の利子助成システム）による融資機関の案件登録日の早い順にはならないことに留意願います。

- ② 累計額（以下「交付代理申請額の合計額」という。）が融資枠（拡充後 325 億円）を超えた日以降（超えた日を含む。）の交付代理申請案件や、要件審査の結果、金利負担軽減措置の要件を具備しない交付代理申請案件は交付決定の対象となりません。

(2) 交付代理申請額の合計額の周知

交付代理申請額の合計額の周知については、農林水産省の対応に併せ、次のことを協会ホームページ及び I S S 画面により行いますので、ご覧いただくようお願いいたします。

- ① 交付代理申請額の合計額が 260 億円を超えた段階で超えたことについて（土、日及び祝日を除く毎日）
- ② 交付代理申請額の合計額が融資枠を超えた段階で超えたこと及びそれ以降の交付代理申請の停止について

2 平成 29 年度における交付代理申請及び貸付実行報告の締切日の設定について

平成 29 年度における交付代理申請及び貸付実行報告の締切日については次のとおりとしますので、ご理解ご協力のほど、よろしく申し上げます。

また、当該交付代理申請については下記（1）の締切日までに申請のなかったものは交付決定を行わないほか、貸付実行報告についても下記（2）の締切日までに報告のなかったものは利子助成を行わない方針ですので、あらかじめご承知おきいただくとともに、利子助成業務の適切かつ円滑な運営にご協力をお願いします。

(1) 交付代理申請の締切日

認定農業者等向け特例分については、上記 1 のとおり融資枠を超えた時点で締め切りますが、仮に融資枠に到達しない場合の交付代理申請の締切日は平成 30 年 4 月 17 日（火）必着とします。

また、被災農業者特別利子助成事業及び東日本大震災復旧・復興対策についても、認定農業者等向け特例分と同様の期日（平成 30 年 4 月 17 日）必着とします。

(2) 貸付実行報告の締切日

- ① 平成30年3月31日までに貸付実行を行った案件
平成30年4月24日(火)必着とします。
- ② 平成30年4月以降に貸付実行を行う案件
平成30年6月29日(金)必着とします。

なお、やむを得ず貸付実行がさらに遅れるために平成30年6月29日までに貸付実行報告ができない案件については、「貸付実行予定報告書」(別添)にその理由を記入し同日までに報告してください。その後、貸付実行を行いましたら速やかに貸付実行報告書を提出してください。

(備考)「貸付実行予定報告書」の様式は協会ホームページ(カテゴリー一覧の中の「平成29年度利子助成事業」部分)に掲載しています。

3 融資手続きの各段階に応じた利子助成手続きの速やかな実行について

ご承知のとおり、農業近代化資金の利子助成手続き(仕組み)については、融資手続きの各段階に応じて順次取り進めるようにシステム化されております。

しかしながら、交付代理申請については都道府県の利子補給承認日以降、相当な期間経過後に申請する案件が、また貸付実行報告についても貸付実行日以降、相当な期間経過後に報告する案件がそれぞれ一定数見受けられています。前者の原因の一つには、“交付代理申請は貸付実行後に行う”といった誤認識があります。

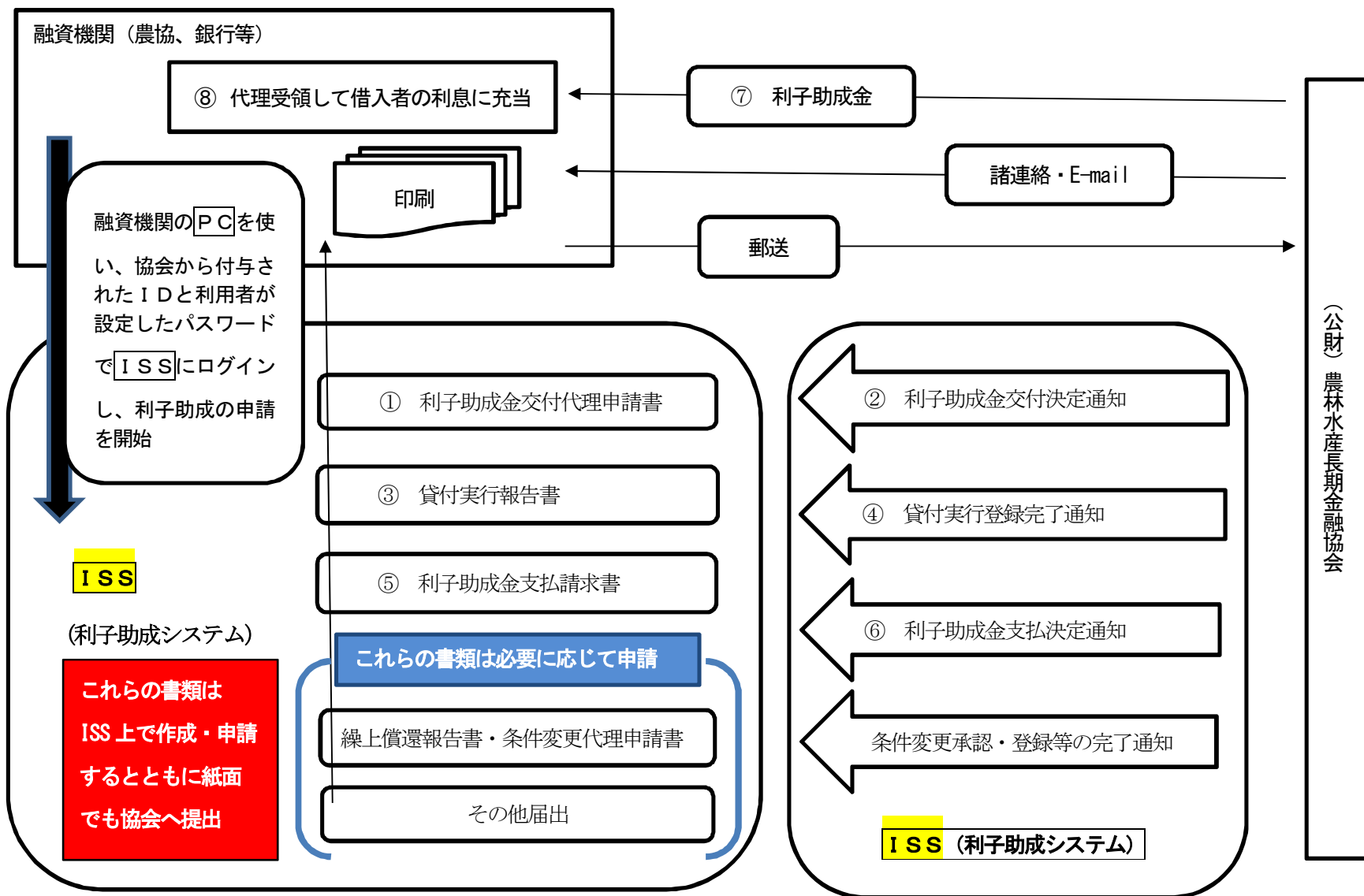
また、利子助成金支払請求時においては、繰上償還報告や貸付実行後の貸付条件変更申請等の漏れが散見されており、このことが利子助成金支払事務の円滑化に影響を及ぼす事態となっております。繰上償還報告等漏れの処理を終了しないと利子助成金支払請求の作業に入れれないとの仕組みであることをご理解願います。

したがって、所定の利子助成手続きについては、融資手続きと平仄を合わせて、その都度速やかに取り進められますよう利子助成業務の円滑化にご協力をお願いします。

【本件に関する問い合わせ先】
公益財団法人農林水産長期金融協会
利子助成実施担当
井原 Tel 03-3292-3218

フローチャート ISSによる利子助成金の申請から受領まで

参考



(平成30年6月29日までに「貸付実行報告書」(提出用)を提出できない場合に、同日までに提出してください。)

別添

(公財)農林水産長期金融協会 理事長 様

平成 年 月 日

貸付実行予定報告書
(平成29年度事業貸付実行未済分)

融資機関名
代表者名

印

下記の資金について、次のとおり貸付実行を予定していますので報告します。

事業名	
-----	--

記

融資機関コード															
データ区分	利子助成金交付対象者名	債 権 番 号 (決 定 番 号)				利子補給承認日			貸付実行予定日			貸付予定金額		締切日までに貸付実行報告ができない理由	
	利子助成金交付決定番号														
01						年	月	日	年	月	日		百万	千円	
	01														
01															
01															
						小 計			件				百万	千円	

枚数計	件	件数計	件	貸付予定金額計	千円
-----	---	-----	---	---------	----



29 経営第 2853 号
平成 30 年 1 月 17 日

公益財団法人農林水産長期金融協会専務理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業近代化資金に対する平成29年度の金利負担軽減のための利子助成金の
交付に係る交付決定方法等について（依頼）

平成29年度に認定農業者等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた農業者及び同計画の認定を受けた法人の構成員又は構成員となろうとする農業者をいう。）が新たに借り入れる農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に定める農業近代化資金をいう。以下同じ。）については、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成実施要綱」という。）に定めるところにより、事業実施主体（公益財団法人農林水産長期金融協会）から金利負担を軽減するための利子助成金の交付（以下「金利負担軽減措置」という。）を行っているところです。

利子助成実施要綱別表16の（2）に定める農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）については、融資枠の範囲内で金利負担軽減措置を実施することとしているところですが、今般、平成30年3月31日以前に、29年度融資枠（拡充後325億円）を超過する事態も懸念されるところです。

つきましては、農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）に対する平成29年度の金利負担軽減措置に係る交付の決定方法等を、別紙のとおりといたしますので、御了知いただくとともに、必要な集計、報告、周知等を適確に行っていただくようお願いいたします。



別紙

農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）に対する平成29年度の金利負担軽減措置に係る交付の決定方法等について

1 利子助成金交付決定方法

農業近代化資金（認定農業者等向け特例分。以下「近代化特例分」という。）に対する29年度の金利負担軽減措置に係る利子助成金交付申請額（以下「申請額」という。）が、近代化特例分に対する29年度の融資枠（拡充後325億円）を超過する場合における利子助成金交付決定方法は以下のとおりとする。

- (1) 利子助成金交付希望者から委任を受けた融資機関が、公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「協会」という。）に提出する、利子助成金交付代理申請書の原本（コピーやFAX等は不可。以下「申請書」という。）、委任状の原本（コピーやFAX等は不可。）その他所定の添付書類が、協会に到達（協会営業日に限る。）した日付の早いものから交付決定の対象とする（都道府県による利子補給承認日や融資機関が協会の公益財団法人農林水産長期金融協会利子助成システム（インターネット上のサービスを利用したシステム。以下「ISS」という。）に登録した日の早い順にはならないこと及び協会に提出する申請書や委任状の記載不備又は必要書類の添付漏れがあるものは対象とならないことに留意されたい。）。
- (2) 申請書による近代化特例分の累計額（以下「累計額」という。）が融資枠を超過した当日（以下「超過日」という。）の前日（土、日又は祝日の場合は直前の協会営業日とする。以下同じ。）までに協会に到達した申請書分までを交付決定の対象とする。
- (3) 超過日以降（超過日を含む。以下同じ。）に協会に到達した申請書分については、全て交付決定の対象としない。
- (4) 超過日の前日までに協会に到達した申請書分において、都道府県の利子補給承認前の申請書提出、記載不備、必要書類の添付漏れ等が判明し、超過日の前日までに是正された上で協会に到達しなかった場合も、交付決定の対象とはしない。
- (5) (4) 等により超過日の前日までに協会に到達した申請書分に不備等があり、超過日の前日までに是正されず交付決定の対象とならなかったこと等により融資枠に余裕が生じた場合であっても、超過日以降に協会に到着した申請書分については、追加して交付決定の対象とすることはしない。

2 申請額等の連絡等

累計額、日々の申請額の集計値の連絡等については、以下のとおりとする。

- (1) 協会は、各営業日毎の到達申請書における申請額を集計し、翌日速やかにその集計値及び累計額を農林水産省経営局金融調整課に報告する。
- (2) 金融調整課は、協会より報告を受け取り、累計額が29年度融資枠の8割（260億円）を超えた日以降速やかに都道府県に累計額を毎日（土、日及び祝日を除く。）連絡する。

3 その他

今後、都道府県の利子補給承認を受けた案件やISSにおいて利子助成金交付代理申請書を登録した案件であっても、協会への申請書の到達日によっては利子助成は受けられない場合が想定される。

このことから、利子助成を受けられない場合があることを農業者等へ周知いただくとともに、農業者等への貸付実行は、農業者等の意向をよく確認した上で行っていただきたい。